

1 一 業務委託特記仕様書

業務委託名：令和7年度アカギヒメヨコバイ防除業務委託

履行場所：那覇市内

履行期間：着手の日から令和8年1月30日まで

業務概要：薬剤の樹幹打設業務：1式

※数量及び業務委託範囲は別紙参照

【総則】

第1条 趣旨

- 1 本仕様書は、那覇市都市みらい部公園管理課（以下、「発注者」という。）が発注する「令和7年度アカギヒメヨコバイ防除業務委託」に適用する。
- 2 発注者は本仕様書及び設計図書に定める成果物を完成させるために施設毎に所管課の調査職員を置き、受注者へ通知する。

施設名	所管	発注担当
公園施設	都市みらい部 公園管理課	○
道路施設	都市みらい部 道路管理課	
学校施設	生涯学習部 施設課	
保育施設	こどもみらい部 こども政策課	

- 3 本仕様書に明記されていない事項、又は本仕様書により難しい場合が生じたときは、発注担当課調査職員と協議し決定するものとする。

第2条 施工管理

- 1 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、作業時において現場に常時配置できる者とし、契約の適格な履行の確保、施工現場の取り締まり、各調査職員との連絡等を行う。契約約款等で定める書面の提出を含め、発注者との連絡については、各調査職員を経由して行う。
- 3 主任技術者は、1級又は2級造園施工管理技士を有する者とし、委託契約約款及び設計図書に基づき技術上の管理を行う。
- 4 現場代理人と主任技術者は兼ねることができるものとする。
- 5 契約締結後、本仕様書及び設計図書に沿った施工計画書を発注担当課の調査職員へ提出すること。
- 6 1ヶ月ごとに業務月報を発注担当課調査職員へ提出すること（翌月5日まで）。
- 7 各施設において、変更等の必要が生じた場合は、所管課の調査職員

と協議し決定する。

第3条 安全管理

本特記仕様書によるほか、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）など関係諸法規に従い、安全確保の上、樹幹打設を実施すること。

第4条 作業主任者

1 樹木医または農薬管理指導士の資格を有する者を作業主任者として選任し、資格、略歴を添えて発注担当課調査職員に提出し、承認を受けなければならない。

2 打設作業施工は、作業主任者の指示のもと行うこと。

【アカギへの樹幹打設業務】

第5条 樹幹打設対象木

作業主任者は、樹幹打設対象木のアカギの位置、幹周囲を確認し、事前調査票を作成すること。これをもとに、アカギの健全度や樹形を確認し、打設の可否、「薬剤本数早見表」から薬剤の数量を決定する。

なお、すでに枯死しているなど薬剤打設に適さない対象木があった場合、協議の上、同等数の対象木に変更するものとする。

第6条 樹幹打設

- 1 使用する薬剤は、資料とともに「使用材料承認願」を発注担当課調査職員に提出し、承認を得て材料検査を受けること。使用する薬剤は、農薬取締法において農薬登録のとれた薬剤であるものとする（GFオルトランカプセル（農林水産省登録第21791号）同等品とする）。
- 2 樹幹打設を行う作業員は、薬剤の説明書等に即した保護具を着用し、直接人体に薬剤が接触しないように注意すること。
- 3 降雨時の施工は避け、なるべく午前中に実施すること。
- 4 打設部位は地上から約15cmの高さを目安とし、腐食や傷のない部位を選ぶ。複数の孔をあける場合、バランスよく配置すること。
- 5 穴の直径は10.5mmとし、深さは薬剤の後部面が外皮のすぐ内側に位置する深さ（約32mm）とする。
- 6 樹幹打設を実施したアカギには、後日確認できるよう、打設年月日及び薬剤名を記入したタグをつけること。ガンタッカー等を使用する場合は樹幹の縦方向に沿って打ち付けること。

第7条 打設後の処置

- 1 薬剤の打設後は、孔に農薬登録のある癒合材を充填し、完全に密栓すること。
- 2 使用後の薬剤の容器はみだりに放置せず、環境に影響が出ないよう製

造者の指示に従う等適切に廃棄処分すること。

- 3 使用する資材について、施工前及び施工完了後の数量確認（空袋確認）を行うこと。

第8条 現場調査の際は、施設管理者、利用者や地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理することとする。

第9条 本業務において発注者が必要とする部分の成果品を、業務完了前でも期限を定めて請求できるものとする。

第10条 発注担当課調査職員による検査及び主任調査職員による検査をもって業務完了とし、業務完了通知書提出後に検査員による業務完了検査を実施する。業務完了検査は、履行期間内に行うものとする。

成果品引渡後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。

【受注者の責務】

第11条 受注者は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第12条 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市発注公共工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ①暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注担当課調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに発注担当課調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注担当課調査職員と工程に関する協議を行うこと。

第13条 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- ①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。
- ②受注者は、本業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位受注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④受注者はその旨、全ての本委託業務関連者に周知しなければならない。

【成果品】

第14条 本業務の成果品として提出するものは次のとおりとする。なお、成果品の作成及び編集方法等についてあらかじめ発注担当課調査職員と協議のうえ作成するものとする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| （１）業務計画書 | ： 1 部 |
| （２）業務記録（別表１） | ： 1 部 |
| （３）その他発注者の指示する事項 | ： 必要部数 |
| （４）上記を収録した電子媒体（CD 又は DVD） | ： 2 枚 |

別表 1：業務記録

ア 野帳への記録

- ・対象木の幹周囲、使用薬剤量（二股以上の場合は幹ごとに使用量を定め記録する）
- ・対象木の生育状況にかかる異常等の特記事項（大枝が切除されていて打設本数を減らす場合、切除された枝の直径を測定し、測定状況も写真記録する）

イ 対象木毎の以下の記録写真の整理

- ・事前調査：対象木の全景及び近景、幹周囲の測定状況
- ・施工時：薬剤打設作業中の状況、薬剤等資材の使用前、使用後の写真、閉栓作業の状況（癒合材の使用状況）、施工済タグの貼り付け

※施工の記録写真については電子データのための提出でも可とする。

ウ 品質管理関係書類

- ・検査：材料検収、立会確認等の検査状況
- ・安全対策状況：打設中の注意喚起表示、保護具着用状況等

※材料検収の際には、資材の有効期限を確認すること。

- ・出来高数量表（施設ごと、及びアカギごと（二股以上の場合は幹ごと）の打設薬剤数量）
- ・資材承諾願

- ・納品数量確認書類
- ・マニフェスト

エ 作業日誌

※施工写真について

事前調査	全景	アカギ 1 本ごと	着葉状況がわかるよう樹木全体を撮影する。周囲と近接していて困難な場合は可能な範囲で。
	近景	〃	地面から 120cm 程度の、枝分かれの有無が確認できるもの。
	幹周囲測定状況	2 股以上の場合 幹ごと	巻尺の数値がわかるように撮影する。幹周囲から算定した薬剤本数を黒板に記載する。
施工時	使用資材	アカギ 1 本ごと	打設薬剤の使用前後の数量が確認できるもの。2 股以上の場合はまとめて撮影してよいが、幹ごとの使用数量を黒板等に記載する。
	穿孔、打設、閉栓状況	アカギ 1 本につきそれぞれ 1 箇所	2 股以上の場合も 1 箇所でもよい。
	施工済みタグ	2 股以上の場合 幹ごと	
成果品を PDF 形式にて提出する場合も、全景、近景写真については別途 JPEG 形式にて提出する。また枯死、生育不良等により薬剤打設しないアカギについても全景、近景写真は提出する。詳細は各調査職員と協議する。			